



ミャンマーの経済情勢と今後の見通し ～コロナ禍とクーデターにより先行きは不透明～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
福地 亜希
aki_fukuchi@iima.or.jp

<要旨>

1. 2021年2月1日、ミャンマー国軍は、アウン・サン・スー・チー国家顧問兼外相やウィン・ミン大統領、スー・チー氏率いる与党の国民民主連盟（NLD）の幹部らを拘束し、クーデターを実行した。昨年11月にNLDが圧勝した総選挙結果を無効とした。今後、国軍の全権掌握下で総選挙実施に向けた準備を進める方針を示している。
2. 新型コロナウイルスへの対応は喫緊の課題となっており、国軍は、最優先課題として、新型コロナウイルス感染抑制や経済の回復に努める方針を表明している。足元、新規感染者数は鈍化しつつあるものの、昨年半ば以降の感染第2波による経済への打撃は大きく、追加的な支援は不可欠な情勢である。
3. こうした中、国軍とクーデターに反発する民主化勢力との対立激化により、経済・社会活動の混乱が顕在化しつつあるほか、欧米諸国による経済制裁が一部復活し、海外からの新規の投資や国際支援も一旦停止されており、経済への一定のマイナスの影響は避けられない情勢となっている。今後、経済制裁が一段と強化される事態となれば、さらなる下振れ要因となる可能性があり、予断を許さない。

4. ミャンマーでは、2011 年の民政移管後、国際支援のもと、財政・金融改革やインフラ整備を急ピッチで進めてきた。財政・公的債務管理等で一定の進展はみられるものの、依然税収不足や経常赤字などの構造問題を抱え、引き続き税制改革やハード・ソフトのインフラ整備の継続による産業基盤の強化は不可欠である。
5. 政治の不安定化による経済の停滞の長期化を回避するためにも、日本や国際社会は、圧力と関与のバランスを取りながら、早期の政治・経済情勢の正常化を促すことが求められる。

＜本文＞

はじめに

ミャンマーでは、2021 年 2 月 1 日にクーデターを強行した国軍と民主化勢力との対立激化により、経済の先行きは極めて不透明となっている。2020 年半ば以降の新型コロナウイルス感染症拡大により景気の停滞が続く中、クーデターに伴う政治・社会情勢の不安定化や欧米諸国による経済制裁の復活、新規の投資や国際支援の停滞などが、さらなる景気下押し要因となる公算が高く、情勢を注視する必要がある。

本稿では、まず、今回のクーデターに至る経緯と国際社会の反応、近年の経済状況を踏まえつつ、今後の見通しとリスクを整理する。加えて、2011 年の民政移管後これまでの経済・財政改革やインフラ整備の進捗などを振り返りたい。

1. 内政：国軍がクーデターにより全権を掌握

(1) クーデターに至る経緯

2021 年 2 月 1 日、ミャンマー国軍は、アウン・サン・スー・チー国家顧問兼外相やウィン・ミン大統領、スー・チー氏率いる与党の国民民主連盟 (NLD) の幹部らを拘束し、事実上のクーデターを実行した (第 1 表)。軍出身のミン・スエ副大統領が大統領代行として国家非常事態宣言に関わる大統領令を発出し¹、ミン・アウン・フライン総司令官

¹ 「ミャンマー連邦共和国憲法 (2008)」では、「暴動、テロ等の不当な強制的手段により国家主権を奪取しようとする試みが存在する場合、または連邦・国家の分断および国家主権の喪失を引き起こす非常事態が発生した場合、もしくは発生するであろうと判断する十分な理由がある場合、大統領は、国防・治安評議会と協議の上、大統領令を発出し、国家非常事態を宣言することができる。当該大統領令には、大統領令が国家全土に法的効力を及ぼし、その期間は公布日から 1 年間であることを明記しなければならない」(第 417 条)、「第 417 条の国家非常事態を宣言する際、大統領は、国内の速やかな原状回復に必要な措置をとれるよう、立法・行政・司法の全権を国軍司令官に移譲することを宣言する」(第 418 条) 旨、規定されている (http://www.myanmar-law-library.org/IMG/pdf/constitution_de_2008.pdf)。

が立法・行政・司法の全権を掌握した。

国軍は声明の中で、2020年11月8日に実施された総選挙において、国軍系の連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party: USDP）や国軍が有権者名簿の誤り等を再三指摘したのに対して、政府および選挙管理委員会が対処しなかった点などを批判しており、「選挙管理委員会を新たに設置し、有権者名簿を検証したうえで、自由で公正な複数の政党による総選挙を実施し、勝者に対して政権を委譲する」方針を表明した。

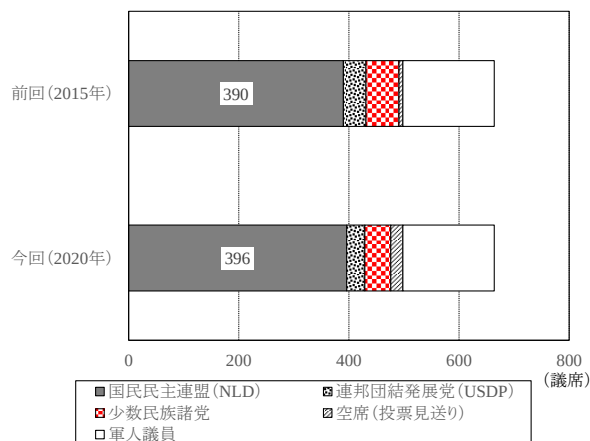
昨年11月の総選挙（上下両院：定数664）では、国軍最高司令官が指名する4分の1の軍人枠（166議席）と治安上の理由で投票が見送られた22議席を除く476議席が改選され、与党NLDが前回（390議席）を上回る396議席（83%）を獲得し、勝利した（第1図）。スー・チー国家顧問が前回2015年の総選挙で公約として掲げた少数民族問題の解決や憲法改正などはいずれも実現していないほか、足元の経済状況も芳しくなく、事前のメディアや識者の予想では、NLDが苦戦するとの見方が多かった。しかし、スー・チー国家顧問およびウィン・ミン大統領の人気やNLDの知名度の高さ²、着実な経済成長に伴う生活水準の向上、民主化および改革路線継続への期待などが勝因として指摘される。今回の総選挙は、民主政権下で初めて実施された選挙という点で重要な意味を持っていた。コロナ禍で一時、選挙の実施を危ぶむ見方もあったが、感染対策として、有権者世帯への整理券の事前配布や60歳以上の事前投票実施、遠隔地・海外投票の実施などの対応がとられ、概ね円滑な投開票が実施されたと評価されている。

第1表：ミャンマーにおける政治年表

時期	主な出来事
1988年9月	民主化要求デモにより26年間続いた社会主義政権が崩壊。しかし、国軍が民主化運動を弾圧し、政権を掌握
1990年5月	第1回総選挙。アウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝。国軍は、堅固な憲法の制定を民政移管の前提とし、政権移譲を拒否
2008年5月	国民投票で新憲法承認（賛成92.4%、投票率99%）
2010年11月	第2回総選挙。スー・チー氏は自宅軟禁下にあり、NLDはボイコット。国軍系の連邦団結発展党（USDP）が勝利
2011年3月	22年6ヵ月ぶりに民政移管、テイン・セイン大統領率いる新政府発足
2015年11月	1990年以来初めての自由・公正な総選挙（投票率70%）。NLDが圧勝
2016年3月	NLD政権発足
2020年11月	民主政権下で初めての総選挙（投票率72%）。NLDが勝利
2021年2月	国軍、スー・チー国家顧問兼外相およびウィン・ミン大統領らを拘束。非常事態を宣言に基づき国軍が全権を掌握

（資料）各種資料より国際通貨研究所作成

第1図：ミャンマー連邦議会における政党別議席数



（資料）各種資料より国際通貨研究所作成

² People's Alliance for Credible Elections [2020]

少数民族問題に関しては、一部武装組織と国軍の間の内戦が続いている。ミャンマーは国名に「連邦 (Union)」を冠しているものの、実際は地方政府の権限が脆弱な中央集権国家であり³、少数民族は、自治権の拡大を通じた「真の連邦制」の実現を求めている。しかし、治安上のリスクだけでなく、既得権益等も絡み、民族間の融和は一筋縄ではない問題である。こうした中、NLD 政権は、政府と国軍との間で国家の安全保障に係る問題を協議する「国防治安評議会 (NDSC)」を開催せず、独自に委員会を設置するなど、国軍とのコミュニケーション不足の問題がかねてより危惧されてきた。2020 年 8 月に政府、国軍、少数民族武装勢力が停戦に向けて話し合う「第 4 回 21 世紀パンロン会議」が 2 年ぶりに開催された。段階的な和平や民主的な国家のための改革を進めることなどで合意したものの、NLD 政権下で停戦協定 (NCA) を締結したのは少数民族 2 勢力にとどまるなど、成果は芳しくない。

なお、軍政時代の 2008 年に制定された現行憲法では、議員の 25% を軍人議員枠とすることや、改憲には全議員の 75% 以上の賛成が必要であることなどが定められており、軍人議員の同意がない限り、改憲の実現性は低い。NLD は 2020 年 3 月、軍人議員枠の段階的な削減や改憲の要件緩和 (民選議員の 3 分の 2 の賛成)、大統領・副大統領就任のための資格要件の一つとされる国籍条項や、非常時に大統領が国軍司令官に全権委譲を可能とする条項の撤廃などを盛り込んだ改憲案を提出したが、こうした軍人の影響力を弱める規定は全て否決された。

クーデターに踏み切った背景としては、国軍内では、前回 2015 年の総選挙後、テイン・セイン前大統領など少数の改革派が引退し、伝統的な守旧派が巻き返しをみせる中、NLD 政権の国家統治能力への不満や国政運営における国軍の影響力が低下することへの危機感などが蓄積されていたことが挙げられる。NLD 政権は、2018 年末に地方行政の中核的機能を担う内務省総務局 (General Administration Department: GAD) を軍所管から連邦政府省に移管したほか、財政改革の一環として、国軍の既得権益とされる国有企業に対する財政運営上の自主権の縮小を目指していた。政権 2 期目がスタートすれば、スー・チー氏の圧倒的な人気や少数民族武装勢力との和平交渉などを追い風に、こうした改憲や改革に向けた勢いが増す可能性があった。また、ミン・アウン・フライン総司令官自身が大統領ポストへの野心を抱いていたとの見方も少なくない。退役が間近に迫る中、イスラム系少数民族ロヒンギャへの人権侵害を巡り、国際司法の場で責任を追及される恐れがあることから、政治的影響力を保つ必要もあったとみられる。

³ 工藤[2015]p.19。

国軍は、NLD 政権の閣僚を解任する一方、ミン・アウン・フライン総司令官を議長とする行政評議会を設置、国軍出身者を中心に新たに閣僚を任命した⁴。このうち、外相には、2011 年～2016 年のテイン・セイン政権時に外相を務めたワナ・マウン・ルウィン氏、投資・対外経済関係相には、テイン・セイン政権から NLD 政権にかけて投資企業管理局長を務めたアウン・ナイン・ウー氏、計画・財務・工業相にウィン・シェイン元財務相などの経験者を起用し、国内経済や対外関係に一定の配慮も窺われる。また、5 名のメンバーから成る選挙委員会を設置している。ミン・アウン・フライン国家統治評議会議長は、同国最大の経済団体であるミャンマー商工会議所連盟（UMFCCI）および傘下団体トップとの会談⁵やテレビ演説の中で、非常事態宣言解除後、半年を目途に選挙を実施すること、その間、新型コロナウイルスをはじめとする諸問題に迅速に対応すること、これまでの経済政策や対外関係等を変更せず実施することなどを表明した。

（2）主要国の反応

クーデターを巡っては、国際社会が非難を強めており、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）が、ミャンマー政府との事業への資金拠出を一時停止⁶したほか、欧米諸国が経済制裁を復活させる動きも相次いでいる。

まず、米国のバイデン大統領は 2 月 1 日、クーデターを非難するとともに制裁発動の可能性を示唆⁷、10 日には第 1 弾の制裁措置に関する大統領令⁸に署名した。具体的には、財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control: OFAC）の制裁対象リスト（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List: SDN）にミン・アウン・フライン総司令官をはじめとする現役・元国軍幹部 10 名と傘下の 3 企業を追加⁹、米国内における資産凍結のほか、安全保障に係る物資の輸出禁止などを盛り込んだ。他方、米国国際開発庁（USAID）による同国への支援（4,240 万ドル）は、経済改革の支援など政府が利益を享受できるものから、市民社会や民間部門の強化を目的とするものに振り替えたうえで継続する。その後、国軍による民主化運動の弾圧を受けて、3 月 22 日には関

⁴ <https://www.mmtimes.com/news/tatmadaw-names-new-government-officials.html> ; <https://www.mmtimes.com/news/myanmar-military-appoints-additions-key-personnel.html>

⁵ <https://cineds.gov.mm/node/10523>

⁶ <https://www.worldbank.org/en/news/statement/2021/02/01/developments-in-myanmar> ; <https://www.adb.org/news/adb-statement-new-developments-myanmar>

⁷ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/02/01/statement-by-president-joseph-r-biden-jr-on-the-situation-in-burma/>

⁸ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/02/11/fact-sheet-biden-harris-administration-actions-in-response-to-the-coup-in-burma/>

⁹ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0024>

係する 2 個人・2 団体¹⁰、同月 25 日には傘下に 100 社以上の関連会社を抱える国軍系企業 2 社¹¹を制裁の対象に追加した。また、米通商代表部（USTR）は同月 29 日、「2013 年貿易・投資枠組み協定（TIFA）」に基づくミャンマーへの関与を、民主的に選ばれた政府が戻るまで停止する方針を表明するとともに、同国からの輸入品に対する特惠関税制度（GSP）を見直す可能性を示唆した¹²。なお、米国は、2016 年にミャンマーに対する経済制裁¹³を全面的に解除したが、2017 年には、イスラム系少数民族ロヒンギャへの人権侵害を巡り、ミン・アウン・フライン総司令官など一部の国軍関係者に対する制裁¹⁴を発動している。ニュージーランド外務省も 2 月 9 日、ミャンマーとのハイレベルの政治・軍事交流を停止した¹⁵。

EU も、ミャンマーに対して 2013 年から武器以外の全品目（Everything But Arms: EBA）を数量制限無しに無関税で輸出可能とする一般特惠関税制度（GSP）を適用しているが、2018 年以降、人権問題を理由に、EBA 措置の強化、国軍との協力の停止、14 個人の渡航禁止および資産凍結などの制裁体制を採っている。3 月 22 日に開催された EU 外相理事会では、ミン・アウン・フライン総司令官など 11 名に対する制裁が承認された¹⁶。2 月の外相理事会では、国軍関係者および企業を対象とする制裁の可能性を示唆すると共に、今後の情勢に応じて開発支援や貿易上の特惠措置を含むあらゆる政策を見直す可能性があることなどを表明しており¹⁷、引き続き情勢を注視する必要がある。

他方、東南アジア諸国連合（ASEAN）では、ASEAN 憲章で「民主主義や法の支配、人権及び基本的自由の保護の遵守」と「内政不干渉の原則」が謳われており、難しい対応が求められている。3 月 2 日にオンラインで開催した非公式外相会議では、ミャンマー情勢に対する懸念を表明するとともに、「前向きで平和的、かつ建設的な手法でミャンマーを支援する用意がある」との議長声明を公表した¹⁸。当初、ミャンマーの「内政問題」として静観する姿勢を示していたタイも、この声明を支持する方針を表明するなど、情勢の変化を受けて、一部軌道修正を図る動きもみられる。

¹⁰ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0071>

¹¹ Myanmar Economic Holdings Limited (MEHL)および Myanmar Economic Corporation (MEC)の 2 社
(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0078>)

¹² <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/march/ustr-suspends-trade-engagement-burma-following-military-coup-and-violence-against-civilians>

¹³ 米国が過去にミャンマーに課してきた経済制裁の内容としては、輸入の全面的な停止、特定企業からの輸入の禁止、翡翠およびルビーの輸入禁止、新規投資または金融サービスの禁止など。

¹⁴ 制裁の内容は、米国内の資産凍結および米国人との取引禁止。

¹⁵ <https://www.beehive.govt.nz/release/new-zealand-takes-measures-against-myanmar-following-military-coup>

¹⁶ <https://www.europeansanctions.com/2021/03/eu-designates-11-burmese-officials-amends-designation-criteria/>

¹⁷ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2021/02/22/myanmar-burma-council-adopts-conclusions/>

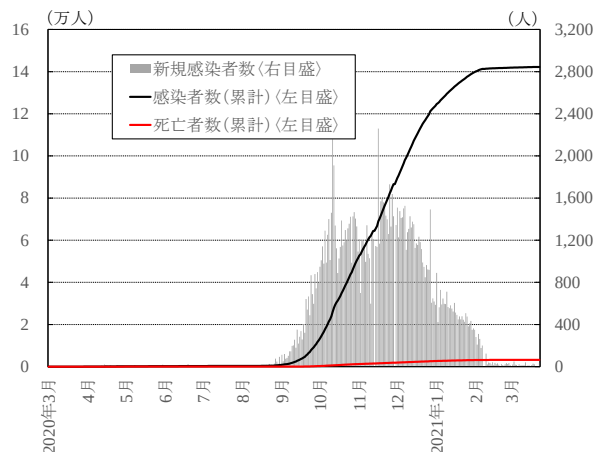
¹⁸ <https://asean.org/storage/FINAL-Chairmans-Statement-on-the-IAMM.pdf>

2. ミャンマーにおける新型コロナウイルス感染拡大と対応

(1) 第1波の抑制には成功も、昨年8月以降に第2波が拡大

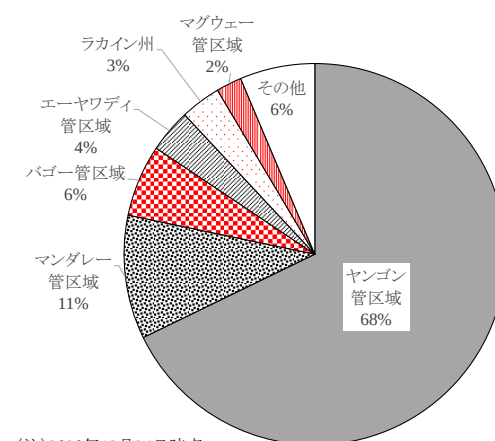
ミャンマーにおいて、新型コロナウイルスへの対応は喫緊の課題である。2021年3月23日時点のミャンマーにおける新型コロナウイルスの感染者数は、累計約14万2千人、死亡者数は3,204人となっている（第2図）。1日当たりの新規感染者数は、ピーク時の2,000人前後から、2年半ば以降は100人を下回る水準まで鈍化している。累計感染者数を地域別にみると、同国最大の商業都市ヤンゴンが全体の約7割を占める（第3図）。なお、ASEAN諸国の中では、インドネシア（約146万人）、フィリピン（66万人）、マレーシア（33万人）に次ぐ4番目の水準となっている。

第2図:新型コロナウイルス感染者数の推移



(資料)WHO統計より国際通貨研究所作成

第3図:新型コロナウイルス感染者数の地域別割合



(注)2020年12月24日時点。

(資料)ミャンマー保健・スポーツ省統計より国際通貨研究所作成

ミャンマー国内では、2020年3月下旬から5月にかけて新型コロナウイルスの感染第1波が拡大した。しかし、外国人の入国制限や感染地域のロックダウン、5人以上の集会や夜間外出の禁止、工場等での感染予防に係る視察検査など、政府の厳しい対応により、8年半ばまでの累計感染者数は400人以下と、第1波の抑制には概ね成功した。

その後、西部ラカイン州やヤンゴンを中心に新型コロナウイルス感染の第2波が拡大した¹⁹。8月末にはラカイン州、9月には段階的にヤンゴンのほぼ全域に対し自宅待機措置が適用され、ほぼ全ての業種²⁰で通勤が原則禁止されるなど、厳格な移動制限がとられた。国内最大の雇用を抱える委託加工形態のCMP（Cutting, Making and Packing）企業

¹⁹ バングラデシュから西部ラカイン州への帰国者を発端とする新型コロナウイルスが、ヤンゴン経由で全国に広がったとみられている。

²⁰ 公務員、金融業、食品・医薬品の製造販売、物流等を除く。

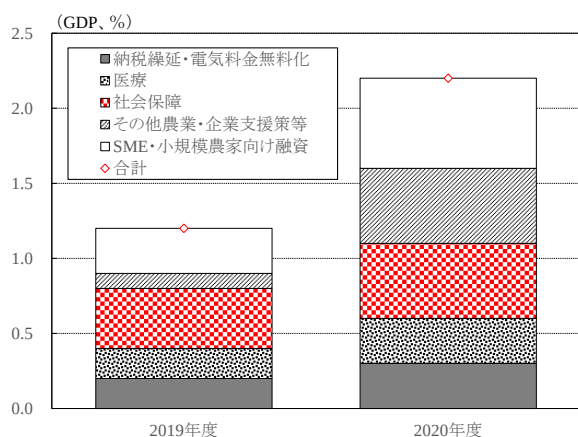
などの縫製業についても、通勤禁止措置によって、9月24日から実質的に休業を余儀なくされた。10月半ば以降は、感染予防策を徹底した上で当局の許可に基づき操業が可能となったほか、12月から自宅待機措置の対象地域以外での公務員の出勤や店内での飲食等についても制限が緩和されるなど、徐々に経済活動が再開されつつある²¹。

(2) 大型の経済支援策を発表も、追加の支援策が待たれる

コロナ禍による経済への悪影響を和らげ、経済の早期回復を支援するため、政府は2020年4月末に「新型コロナウイルス経済救済計画（COVID-19 Economic Relief Plan: CERP）」を発表した²²（第2表）。

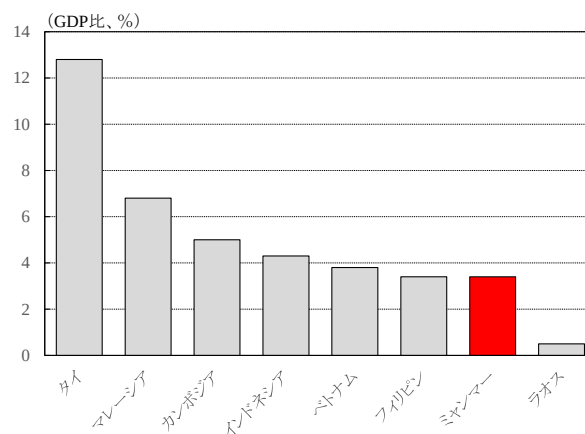
CERPの規模²³は、2019年度と2020年度分を合わせて約28億ドル（GDP比3.4%）程度と、他のASEAN諸国と比較すると相対的に小規模である印象は否めない（第4図、第5図）。また、ヤンゴンでは、感染抑制のため、ほぼ全ての業種で一時休業を余儀なくされたにもかかわらず、政府による支援策の対象が、縫製業（CMP）やホテル・観光業などが中心であったため、支援拡大を求める声は根強い。また、CERPは第1波を受けて策定されたものであり、昨年秋以降の第2波により景気への打撃が深刻となっている。このため政府は、経済の安定化に向け、医療分野への支援策拡充や企業向けの税制措置、家計向け支援などを盛り込んだ「経済強靱化・改革計画（Myanmar Economic Resilience and Reform Plan: MERRP）」の発表を予定していた。

第4図：ミャンマーにおけるコロナ対策の規模



(資料) IMF[2021]より国際通貨研究所作成

第5図：ASEAN諸国におけるコロナ対策の規模



(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

²¹ なお、外出時のマスク着用義務のほか、夜間外出や集会の禁止、入国ビザの発給停止や国際旅客機の着陸禁止などの各種制限措置については、3月末まで期限が延長された。

²² Ministry of Planning, Finance and Industry [2020]

²³ IMF [2021] p.10

第2表: ミャンマーにおける新型コロナウイルス経済救済計画 (CERP) の概要

ゴール		概要
1	金融刺激策	■ 預金・貸出金利を3%引き下げ ■ 最低準備率を少なくとも150bps引き下げ ■ オークションを通じた銀行・金融セクターへの流動性供給 ■ 今回のコロナ対応措置に限り、中銀による財政ファイナンスを認める(2020年末まで)
2	民間部門の支援	<民間企業支援> ■ 低金利融資スキーム - 中小企業(特にCMP、ホテル/観光業)を対象とした1年間の低利融資(利率1%) - ファンド総額は当初の1,000億チャットから20年末までに2,000億～5,000億チャットへ拡充 ■ 信用保証制度 - 上記「低金利融資スキーム」の対象外の企業(年間売上高が10億チャット未満)への新規融資に対して、政府が50%を保証 ■ 納税期限の繰り延べ・免除、税額控除 - 前払い法人税・商業税の納付期限の延長(2020年9月30日) - 輸出に対する源泉徴収税2%の納付を免除(2019年度(2019年10月～2020年9月)中) - 新型コロナの予防・治療に関わる医療関連物資に対し、特別物品税と輸入時の関税・商業税を免除 ■ 国営工場を使用している企業に対し、工場リース料を3～6ヵ月免除 ■ 賃金支払や設備投資に対する税額控除 ■ 農家、小規模農業加工業等への支援 <銀行セクターへの支援> ■ ブルーデンス規制の柔軟化(3年間) ■ 資産管理会社を設立し、銀行が保有する不良債権を移管(5～7年間) <投資促進> ■ 大型の民間投資や戦略的インフラ計画に対する投資認可手続きの促進 ■ 既存の公共投資計画の見直し、経済回復やヘルスケア等に関連するプロジェクトを優先 <貿易促進> ■ トレードファイナンスのためのファンド(1,000億チャット)設立 ■ 新型コロナ予防・治療に関わる医療関連物資の輸入手続き促進
3	労働者支援	■ 失業者に対する社会補償の拡充
4	家計支援	■ 1ヵ月の電気使用量が150ユニット(kw/h)を下回る世帯を対象に電気料金の無料化 ■ 低所得世帯を対象とする食糧支給およびモバイル決済サービスを通じた給付金 ■ 家計の債務負担軽減(民間の金融機関に対して利払い・住宅ローン返済に関する柔軟な対応を要請)
5	イノベーションの促進	■ モバイル決済サービスの利用促進 ■ eコマースおよびソーシャル・コマースの利用促進
6	医療制度の強化	■ 検疫施設の拡充、予防措置の強化、医療人材の強化、既存の医療施設の強化 ■ 新型コロナ関連の医療関連物資の輸入
7	政府の資金調達	■ 各政府機関における2019年度予算案の10%を新型コロナ基金に配分 ■ 予算支出の柔軟化

(資料) Ministry of Planning, Finance and Industry [2020]より国際通貨研究所作成

3. ミャンマーの経済情勢と今後の見通し

(1) 実質 GDP 成長率

IMF 推計²⁴によると、ミャンマーにおける 2019 年度(2019 年 10 月～2020 年 9 月)²⁵ の実質 GDP 成長率は、前年度比+3.2%(前年度: 同+6.8%)へ急減速したとみられる(第6図、第7図)。アジア主要国の中では、中国、ベトナムとともにプラス成長を確保した格好だが、2011 年の民政移管後の平均 7%の成長率に比べると低い水準と言える

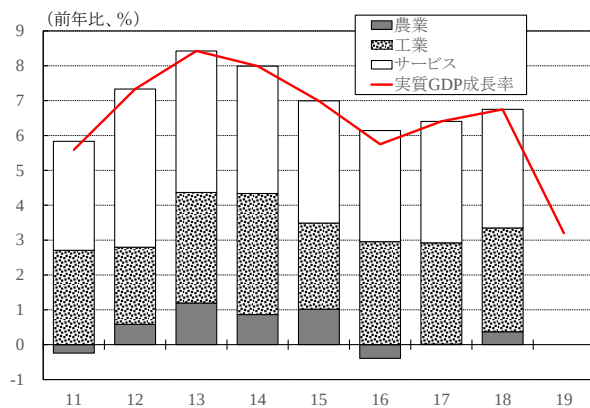
²⁴ IMF [2021]

²⁵ 年度は 10 月～翌年 9 月。

る。

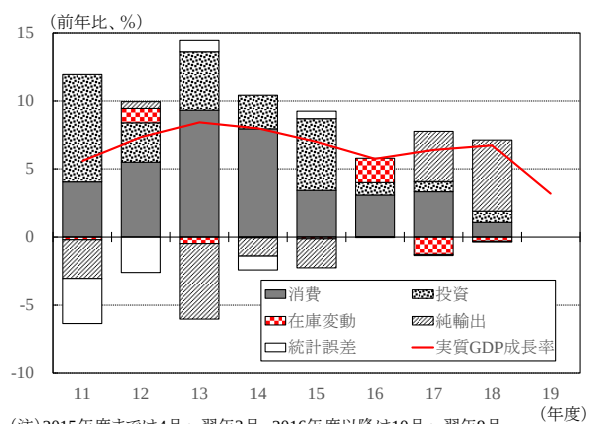
新型コロナウイルスの感染拡大および感染抑制移動制限措置等により、消費や投資が弱含んだほか、ビジネス活動の停滞などが重石となった。経済の3割強を占める工業は、サプライチェーンの寸断や操業停止、内外の需要の落ち込みなどが下押し要因となった。また、経済の4割を占めるサービス業についても、小売業や飲食業、観光業などが低迷した。こうした中、政府支出の拡大のほか、前述のCERPによるモバイル決済サービスやeコマースの利用促進等を背景に、通信セクターや、オンライン販売や日用品のデリバリーなど新たなサービスの拡大などが経済の下支えに寄与したとみられる。

第6図：実質GDP成長率（産業別）の推移



(注) 2015年度までは、4月～翌年3月、2016年度以降は10月～翌年9月。
直近2019年度はIMF推計値。
(資料) ミャンマー中央統計局、世銀統計より国際通貨研究所作成

第7図：実質GDP成長率（需要項目別）の推移



(注) 2015年度までは4月～翌年3月、2016年度以降は10月～翌年9月。
直近2019年度はIMF推計値。
(資料) ミャンマー中央統計局、世銀統計より国際通貨研究所作成

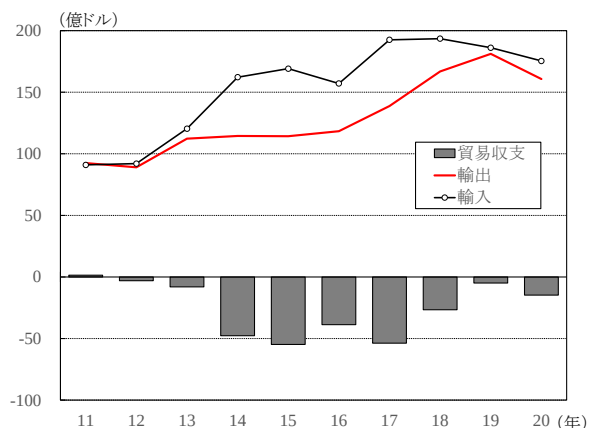
(2) 輸出入

貿易収支は、2012年6月の輸出で得た外貨の範囲内でのみ輸入を認める「輸出第一主義」の撤廃後、輸出を上回る輸入拡大により赤字基調が続いている（第8図）。

輸出は、2011年の民政移管後、欧米諸国による段階的な経済制裁の緩和や外資系企業による投資拡大などを追い風に、縫製品や天然ガスなどを中心に2019年にかけて堅調を維持した（第9図）。2020年については、国内における新型コロナ感染抑制措置としての工場閉鎖の影響に加えて、主要輸出国における需要減少や天然ガス価格の下落などが下押し要因となった。

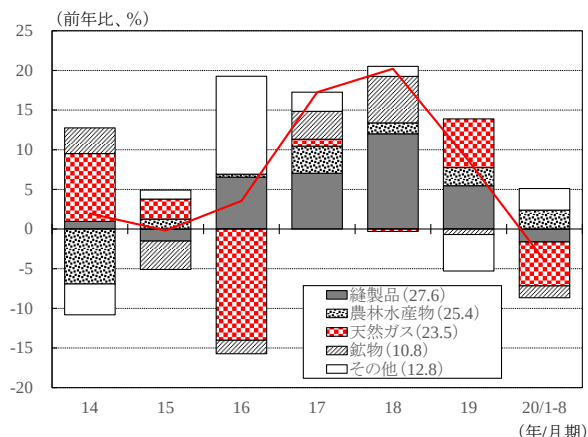
他方、輸入は、2020年初にかけて、投資の活発化に伴う資本財輸入の増加などが押し上げ要因となった。その後は、コロナ禍による内需の伸び悩みに加えて、輸出の減少に伴う中間財輸入の落ち込みもあり、伸び悩みがみられた。

第 8 図：輸出入の推移



(注) 2020年9月以降は、週次統計からの推計値。
(資料) ミャンマー計画・財務・工業省統計より国際通貨研究所作成

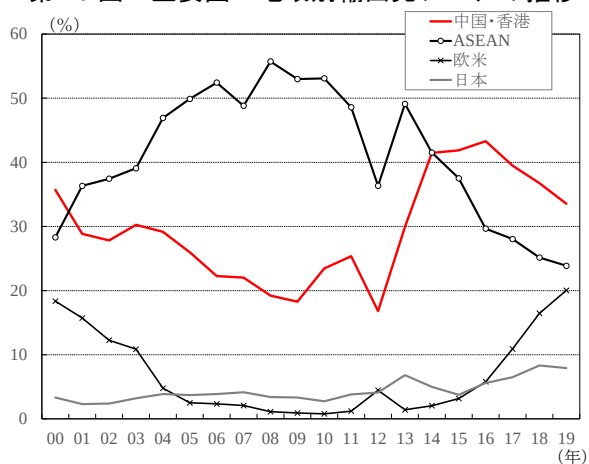
第 9 図：主要品目別にみた輸出の推移



(注) 品目名後のカッコ内は2019年の輸出総額に占めるシェア。
(資料) ミャンマー計画・財務・工業省統計より国際通貨研究所作成

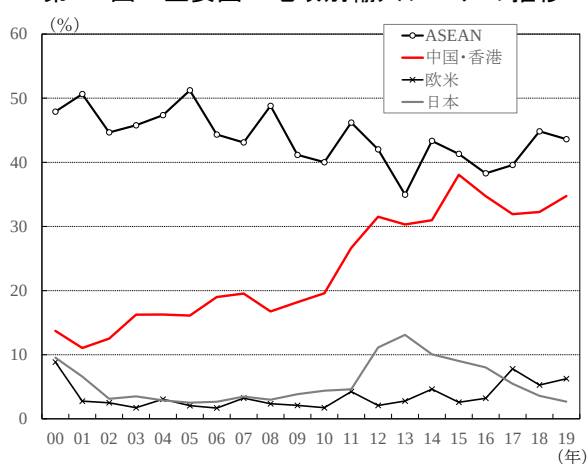
主要貿易相手国（2019 年のシェア）は、輸出入いずれにおいても中国（香港を含む）が全体の約 3 割を占める最大の貿易相手国である（第 10 図、第 11 図）。なお、縫製品の輸出先としては、日本や特別特惠関税²⁶の適用対象となる欧州向けが中心であり、天然ガスは中国およびタイ向けが大半を占める。欧米諸国向けの輸出については、米国がミャンマーからの輸入を全面禁止（2003 年 7 月～2013 年 7 月）した際、EU もミャンマー工場への発注を段階的に減らしたことなどを背景に低迷が続いたが、米国の制裁解除後は合わせて 2 割程度までシェアが回復した。コロナ収束後は、縫製品を中心に輸出の持ち直しが期待されるものの、今後、欧米諸国が輸入禁止や GSP 適用停止などの措置をとる場合、輸出回復の重石となることが懸念される。

第 10 図：主要国・地域別輸出先シェアの推移



(資料) IMF 統計より国際通貨研究所作成

第 11 図：主要国・地域別輸入シェアの推移



(資料) IMF 統計より国際通貨研究所作成

²⁶ EU は、ミャンマーに対して 2013 年から一般特惠関税制度（GSP）を適用、武器以外の全品目を数量制限無しに無関税で輸出可能（Everything But Arms: EBA）。縫製品は関税率（12～15%）が無税。

なお、決済通貨としては、米ドル、ユーロ、シンガポール・ドル、タイ・バーツ、マレーシア・リンギットのほか、日本円、人民元も認められている²⁷。特に国境貿易などでは、人民元やタイ・バーツが多く使用されているとみられるものの、日本との間では、本社で為替リスクを一括管理する目的などから、米ドル決済が主流とみられる。

(3) 国際収支

経常収支は、貿易赤字に加えて、天然ガスなど資源開発分野での外国企業による投資収益等の本国送金などを背景に赤字基調が続いている（第 12 図）。2019 年には、貿易赤字の縮小や外国人観光客の増加によるサービス黒字の拡大、堅調な海外労働者送金の流入などにより、2.4 億ドル（GDP 比 0.3%）と小幅ながら経常黒字を計上した。2020 年については、外国人の入国制限措置等による外国人観光客数の激減を受け、サービス収支が大幅に縮小しているほか、海外労働者送金の縮小も予想され、通年で GDP 比 4% 程度の経常赤字が見込まれる。

先行き、縫製品や天然ガスの輸出の持ち直しが支えとなることが見込まれるものの、中間財やインフラ整備に伴う資本財輸入の増加により、貿易赤字は当面高水準で推移し、経常収支は赤字基調が続く公算が高い。

金融収支は直接投資が流入超を保っているものの、経常赤字をカバーするには至らず、不足分は対外からの支援に頼らざるを得ない状況となっている（第 13 図）。

ミャンマーにおける海外からの直接投資（FDI）²⁸は、2011 年の民政移管後に本格化、2016 年の政権交代に伴いミャンマー企業投資管理局（DICA）の投資認可業務が滞り、一時伸び悩んだものの、2018 年 8 月の会社法改正もあり、その後は増加基調を維持している（第 14 図、第 15 図）。軍政下においては、タイや中国からの電力、天然ガスなどでの投資が中心であったが、2011 年の民政移管後は、投資国および業種ともに多様化がみられる。国・地域別では、税制面で有利なシンガポール²⁹の地域統括拠点を經由した投資が多い。中国（香港経由を含む）については、2015 年のダウエーにおける製油所建設案件以外は相対的にプレゼンスが低下している。欧米諸国については、民政移管後にコカ・コーラやネスレなどの国際ブランドのほか、ホテルチェーン、通信会社などの進出が相次いだ。その後は人権問題への懸念もあり新規投資には慎重さがうかがわれる。また、アパレル大手（ZARA、H&M、GAP など）は、韓国・中国・台湾・日本などの企業に製造を委託し、ミャンマー国内の CMP 企業が製造を請け負う形態をとっていることもあり、投資額でのプレゼンスは相対的に低い。

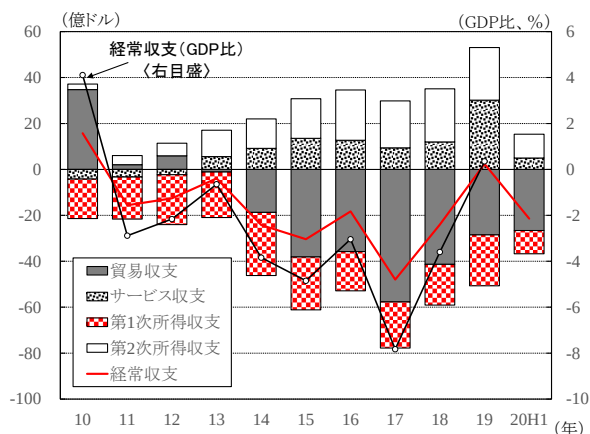
²⁷ 決済通貨としては、従来、米ドル、ユーロ、シンガポール・ドルの 3 通貨に限られていたが、2015 年にはタイ・バーツとマレーシア・リンギット、2019 年には日本円と人民元も公式に認められた（実際には取引に使用されていたものが追認された格好）。

²⁸ DICA の統計にはティラワ経済特区への投資金額が含まれていないため、投資全体を反映していない。

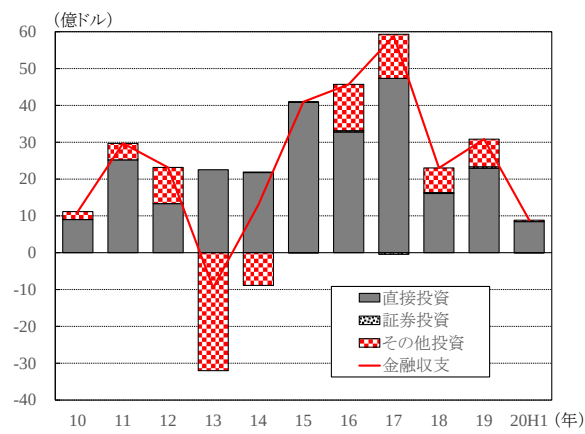
²⁹ シンガポールとミャンマーの間では租税条約が締結されており、シンガポールから投資することで二重課税が回避できるほか、配当金やロイヤルティーなどにも軽減税率が適用される。

今回、国軍は、テイン・セイン政権から NLD 政権にかけて企業投資の窓口となる投資企業管理局長を務め、製造業の投資誘致やインフラ整備を進めてきたアウン・ナイン・ウー氏を投資・対外経済関係相に起用し、対外関係を維持する方針を強調している。しかしながら、国軍とクーデターに反発する民主化勢力との対立激化により先行き不透明感が強まる中、目先、投資計画の延期や見送りなどにより新たな投資が伸び悩む公算が高い。投資する企業としては、経済制裁リスクを念頭に合弁事業の提携先等の選定等によりコンプライアンスを意識した対応が求められる。もっとも、軍政下でも、欧米諸国からの厳しい経済制裁を回避し、かつ政治・社会情勢の安定が保たれば、外資規制緩和や投資手続きの迅速化、インフラ整備などにより投資流入が続く可能性はある。

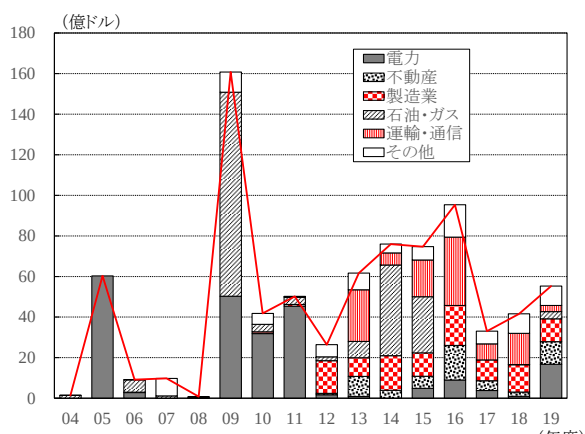
第 12 図：経常収支の推移



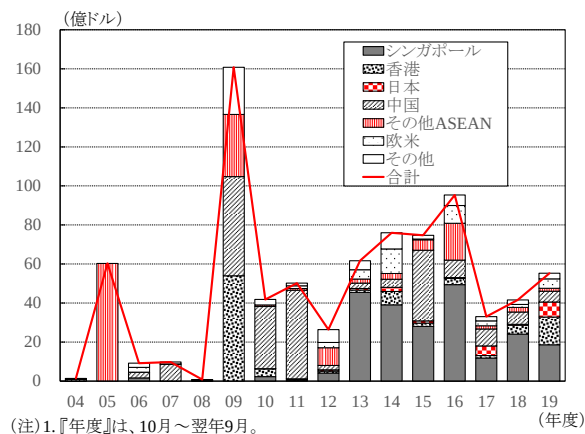
第 13 図：金融収支の推移



第 14 図：対内直接投資認可額（業種別）の推移



第 15 図：対内直接投資認可額（国別）の推移

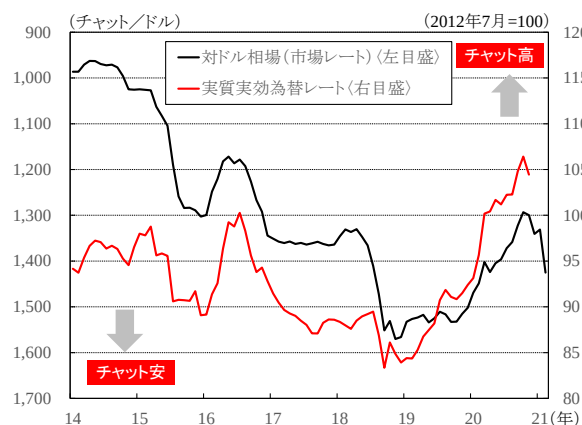


(4) 為替相場、外貨準備高

ミャンマー・チャットの対ドル相場は、2012年4月の管理変動相場制移行後、チャット安傾向が続き、2018年にはロヒンギャ問題の影響もありチャット安が一段と進んだ（第16図）。2019年以降は貿易赤字の縮小や堅調な海外労働者送金の流入などによりチャット高に転じた³⁰。足元は、クーデターに伴う先行き不透明感の強まりなどを受けて、下落に転じている。もっとも、資本市場が未発達な中、資本取引に関しては、当局の事前許可が原則となっていることもあり、通貨の下落幅は限られている。

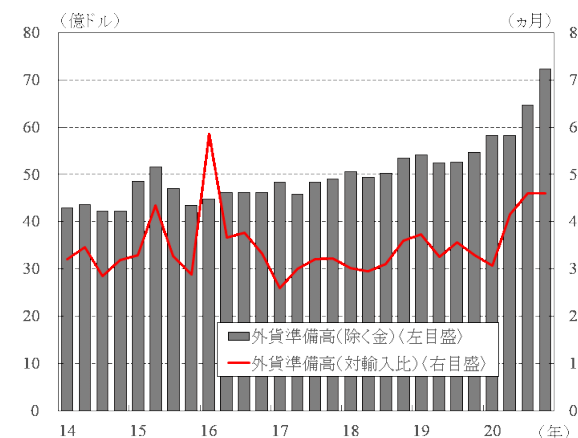
外貨準備高（除く金）は、過去数年40億ドル台と、一般的に安全の目安とされる輸入比3ヵ月程度の水準で推移してきた（第17図）。2019年以降のチャット高局面での中銀によるドル買い・チャット売り介入や輸入減少により、2020年12月には72億ドル（輸入比4.6ヵ月分）まで積み上がった。もっとも、IMFは、ミャンマー経済の自然災害に対する脆弱性や為替制度が完全には柔軟でないことなどに鑑み、同国にとっての適正な外貨準備高の水準を輸入比5～6ヵ月分としており³¹、現状、十分とは言えない。先行きについては、経常赤字に加えて、クーデターに伴う政治・経済の先行き不透明感もあり、チャット安基調が続く公算が高く、外貨準備についても現状の水準を維持できるかは楽観視できない。

第16図：為替相場の推移



(注) 2012年4月に多重為替レートを廃止し、管理変動相場制へ移行した。
(資料) ミャンマー中銀統計より国際通貨研究所作成

第17図：外貨準備高の推移



(資料) IMF統計より国際通貨研究所作成

³⁰ 国内為替市場が未成熟な中でチャット高を期待した小口の買い（World Bank [2020] p.33）やコロナ禍で減少した家計収入を補うための海外からの送金増加などが、チャット高に拍車をかけた可能性も指摘されている。

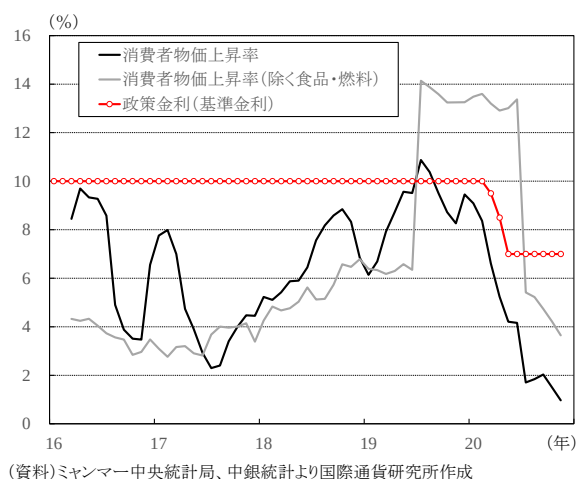
³¹ IMF [2017] p.19

(5) 物価と金融政策

消費者物価上昇率は、2020 年以降鈍化傾向を辿っている（第 18 図）。2020 年 7 月には前年の電気料金値上げ³²の影響が剥落したほか、チャット高による輸入インフレの抑制もあり、11 月には前年比+1.0%と 8 年半ぶりの水準に低下した。新型コロナの感染収束に目途がつけば、内需の持ち直しや食品・燃料価格の上昇に伴い、物価は同+6%台への上昇が見込まれる。

物価が低水準で推移する中、ミャンマー中央銀行（以下、中銀）は、コロナ禍による国内経済の打撃を緩和するため、2020 年 3 月以降 3 度にわたり政策金利（基準金利）を合計 3%ポイント引き下げた（10%→7%）。

第 18 図：消費者物価と政策金利の推移



(6) 今後の見通しとリスク

2020 年度（2020 年 10 月～2021 年 9 月）については、2020 年央以降の新型コロナウイルス感染第 2 波に加えてクーデターの影響で、2 年連続の低成長は不可避とみられる（第 3 表）。2021 年度以降は、国内における移動制限措置の緩和や世界経済の持ち直しなどが、経済回復の支えになるとみられる。中長期的には、工業団地や都市開発などの投資、交通・通信インフラ整備、電力・エネルギープロジェクト、デジタル技術の活用などがサポート要因となり、クーデター前は平均 6%前後の成長率が見込まれていた。

足元、国軍のクーデターに反発する「CDM（Civil Disobedience Movement、市民の不服従運動）」や国軍と民主化勢力との対立激化の影響で、一部、工場の操業停止を余儀なくされるケースも報じられるなど、経済・社会活動の混乱が顕在化しつつある。また、欧米諸国による経済制裁が一部復活し、海外からの新規の投資や国際支援も一旦停止さ

³² 2019 年 7 月に政府は、電力セクターの赤字を削減するため、電気料金を大幅に引き上げた（家庭用：最大 3 倍、事業用：1.8 倍）。

れるなど、経済への一定のマイナスの影響は避けられない情勢となっており、長期化による経済活動の停滞も懸念される。今後、厳しい経済制裁措置がとられるような事態になれば、海外からの投資や支援の停滞などが、さらなる下振れ要因となる可能性があり、予断を許さない。世界銀行は、2021年3月に公表した経済見通し³³において、ミャンマーの2020年度の成長率見通しを前年比▲10%としたほか、IMFも4月に公表した世界経済見通し³⁴で、ミャンマーの2020年度の成長率見通しを同▲8.9%へ下方修正した。

第3表：主要国際機関によるミャンマー経済の見通し

	2018年度 (実績)	2019年度 (推計値)	2020年度 (見通し)	2021年度 (見通し)
IMF(2021年4月)	6.8	3.2	▲8.9 (0.5)	1.4 (7.9)
世界銀行(2021年3月)		1.7	▲10.0 (2.0)	- (8.0)
ADB(2020年9月)		1.8	6.0	

(注)1. 年度は10月～翌年9月。

2. 下段括弧内は前回見通し(IMF:21年1月、世銀:20年12月時点)。

(資料)IMF、世界銀行、ADB統計より国際通貨研究所作成

なお、国連人権委員会が2019年に公表した調査報告書³⁵によると、国軍総司令官をはじめとする軍幹部の影響下にある国軍系企業2社³⁶は傘下に100社以上の関連会社を持ち、資源開発や翡翠やルビー等の宝石採掘をはじめ、工業団地、通信、観光、保険・金融に至るまで、幅広いビジネスを手掛けている。同報告書では、こうした国軍系企業の経済的孤立を強化する一方、非国軍系企業との経済関係強化を並行して進めるアプローチが有効と主張している。輸入や新規投資の全面的な禁止といった厳しい措置によりミャンマーを孤立させることは、一般国民への影響が大きく、得策ではない。全米民主国際研究所所長のデレク・ミッチェル氏(オバマ政権期の駐ミャンマー米国大使)も、「米国が制裁について同盟国からどれだけ支持を得られるかは不透明であり」、「国民を傷つけないことが重要」とし、「国軍系企業をターゲットとする新たな制裁」の可能性を指摘している³⁷。EUでも、GSPの停止を含む経済制裁強化を求める声もあるが、一般国民や経済への影響が大きく、現時点では発動には慎重とみられる³⁸。

今後の展開としては、以下の3つのシナリオが考えられる(第4表)。

第1に、現憲法で規定される非常事態宣言の期間(1年、最長2年まで延長可能)終

³³ <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/35272>

³⁴ <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2021/03/23/world-economic-outlook-april-2021>

³⁵ UNHRC [2019]

³⁶ Myanmar Economic Holdings Limited (MEHL)および Myanmar Economic Corporation (MEC)の2社。当初(2021年2月10日決定)は制裁の対象外であったが、3月25日に制裁の対象となった。

³⁷ https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/myanmar-coup-suu-kyi-military/2021/02/01/57ffbe8a-6431-11eb-bab8-707f8769d785_story.html

³⁸ <https://www.politico.eu/article/eu-action-myanmar-military-coup-aung-san-su-kyi-sanctions/>

了後に、国軍が声明で示した文字通り「自由で公正な複数の政党による総選挙を実施し、勝者に対して政権を委譲する」シナリオ（①）である。しかし、NLD が再び勝利するのは確実とみられる中、国軍の全権掌握下で、実際に「自由で公正な」選挙が実施されるとの見方は少ない。

第2に、総選挙は実施されるものの、何らかの形で国軍系の USDP 政権が発足するシナリオ（②）である。国軍は、スー・チー氏を、携帯型無線機の違法使用や自然災害管理法違反などの容疑で訴追したほか、クーデター後に NLD 議員などが組織した「連邦議会代表委員会（CRPH）」の活動を反逆罪にあたると警告しており、NLD を弱体化、あるいは解散に追い込んだうえで再選挙に持ち込み、国軍系の USDP に政権を奪還させ、隣国タイのように形式的な「民政復帰」を目指すというのが国軍の描くシナリオとの見方は多い。そのためにも、スー・チー氏および NLD の国政からの排除と同時に、体制を固めたうえで、経済政策や対外関係で成果を出す必要がある。

第3に、総選挙がすぐには実施されず長期にわたり軍政が継続するシナリオ（③）である。国軍はスー・チー氏を 15 年自宅軟禁し、23 年軍政を続けた過去がある。足元、国軍に反発する民主化勢力との対立が激化しており、不測の事態への警戒が強まっている。僧侶を中心に 10 万人～15 万人が民主化や国民生活の改善、政治犯釈放などを主張した 2007 年当時に比べ国民の生活水準も上がり、軍政への回帰は容易には受け入れ難いため、民主化勢力の抵抗は国軍の想定を上回るものとみられる。既に多数の死傷者が出ており、仮に、スー・チー氏に対する厳しい処罰などを契機に民主化勢力との衝突がさらに強まり、国軍が本格的に乗り出して鎮圧を図る事態に発展すれば、短期的に経済・社会の混乱がさらに深刻化するリスクもあり予断を許さない。また CRPH は、国軍が 2008 年に制定した憲法の廃止を宣言する一方、暫定憲法に当たる「連邦民主主義憲章」の制定や統一政府の樹立、少数民族武装勢力との連携を模索する動きもみられるなど、内戦の可能性を懸念する見方も出ている。

国軍は憲法を尊重し、選挙を実施する方針を示していたことから、まずは、憲法 417 条発動の根拠として主張する「選挙での不正」について、説明責任を果たしたうえで、シナリオ①の方向で正常化が図られることが期待される。ミン・アウン・フライン総司令官は、本来、民主化に理解を示す穏健派とみられてきたほか、国軍内部では、昨秋の選挙結果を受け入れるべきと考える勢力も一定数存在し、一枚岩ではない可能性も指摘されており、こうした勢力を中心に軌道修正が図られる可能性はゼロではない。ただし現実的には、国軍の国政への影響力を保つシナリオ②の可能性は相応に高いとみられる。

経済への影響については、経済制裁の内容次第だが、経済制裁の対象が、現状の国軍幹部や一部企業にとどまれば、国軍・経済への影響はともに限定的なものとなり、事態の改善は期待し難い。一方、ミャンマーを経済的に孤立させることは、国民への影響が大きい反面、必ずしも事態が改善されるとは限らないため、得策とは言えず、軍関係企業を対象とした部分的なものとするのが現実的な選択肢となると考えられる。日本につ

いては、従来、欧米諸国の立場とは一線を画しており、スー・チー氏および国軍の双方との間で対話のチャンネルを維持してきた。こうした経緯もあり、これまでのところ、国軍に対してスー・チー氏らの解放や民主的な政治体制の早期回復を促しつつ、新規の政府開発援助（ODA）の供与や投資を控える一方、必要な支援や交流、民間の事業活動は維持されているものの、民主化勢力からは、より厳しい対応を求める声も強まりつつある。なお、総選挙実施の有無や方法が明らかとなるまでにはまだ時間がかかるとみられ、政治の先行き不透明感などから新規の投資や支援が手控ええられる期間が長期化すれば、外貨不足に直面する可能性には留意する必要があるだろう。

第4表：クーデター後の政治シナリオと経済への影響

シナリオ	選挙時期	選挙・民主化の見通し	経済制裁・各国の対応			経済への影響
			一部の国軍幹部・企業	国軍系企業全般	輸入禁止・支援停止	
① 楽観シナリオ	1～2年 目途	■ 2008年憲法の下で再選挙を実施しNLDが勝利 ■ 民政継続	A			無
② サブ・シナリオ		■ NLD幹部の被選挙権剥奪、またはNLDを解散させるなどして総選挙を実施、国軍系のUSDPが勝利 ■ 国軍系のUSDP政権発足	B	●		小
③ リスク・シナリオ		■ 選挙を実施せず ■ 当面、軍政継続	C	●	●	中
	数年後		D	●	●	大

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

4. 財政・公的債務管理は堅実ながら、公共セクター運営でなお課題

(1) 財政状況：国際支援を支えに堅実な運営を目指す

2011年の民政移管後、ミャンマーにおいては、国際支援のもと、財政改革に取り組んできた。財政運営面では、保健・教育分野、インフラ整備への予算を増やしつつも、歳出見直しにより財政赤字拡大の抑制に努めている。また、租税管理や税制の改善による税収拡大、国債市場の整備により中銀に依存していた政府借入の是正などにも取り組んでいる。2017年に政府は、財政の透明性向上、健全性の確保を目指し、「公的債務管理法」を制定したほか、高額納税者向けの税務事務所の設立や同事務所での申告納税制度の導入などで進展がみられる³⁹。なお、長い目で見れば、歳入の約半分に相当する国有企業の収入を如何に取り込むかが鍵を握るとみられる。国有企業は財政運営上の自主権を有しており、石油・ガス、宝石、木材分野の採掘産業からの収入の大部分は、予算から独立した口座である「その他勘定（Other Accounts）」に準備金として積み立て、毎年繰り越し、国有企業はその独占的な運営と投資に充てている⁴⁰。2019年にウィン・ミン大統領は、採掘関連の国有企業に対する「その他の勘定」を廃止し、その収入全てを連

³⁹ 財務総合政策研究所[2016] p.7

⁴⁰ UNHRC [2019] p.27-28

邦政府に移管する方針を打ち出したが、実現は容易ではない。

2020 年度の財政赤字は、コロナ禍を受けた税収の伸び悩みと歳出拡大により GDP 比同 6%程度と、2019 年度の同 4.7%から悪化し、政府の目標（同 5%）を上回ることが見込まれている（第 19 図）。政府は、歳出配分の見直しに加えて、国内における債券発行やローンによる借入、国際支援により赤字を賄う計画であるが、中銀によるファイナンスの比率は縮小方向にある（第 20 図）。

公的債務残高は 2019 年度の GDP 比 38.2%から 2020 年度には同 42.9%へ上昇し、当面緩やかな上昇の継続が見込まれるものの、2026 年度をピークに 2029 年度には同 35%程度への低下が見込まれている（第 19 図）。2020 年 6 月時点の公的債務の 6 割は国内債務（多くは中銀が保有する政府債）となっている。他方、対外債務は、2000 年代初めの GDP 比 100%超の水準から、債務再編等も経て、足元は同 15%程度まで低下している（第 21 図）。このうち、二国間では日本および中国がそれぞれ 3 割程度を占める最大の債権国であり、残りは世銀・IMF、アジア開発銀行（ADB）などからの借り入れとなっている。なお、日本のミャンマーに対する円借款は、2003 年から緊急性の高いものを除き停止されていたが、2012 年に過去最高となる約 3,000 億円の債権放棄を行ったうえで、再開された。

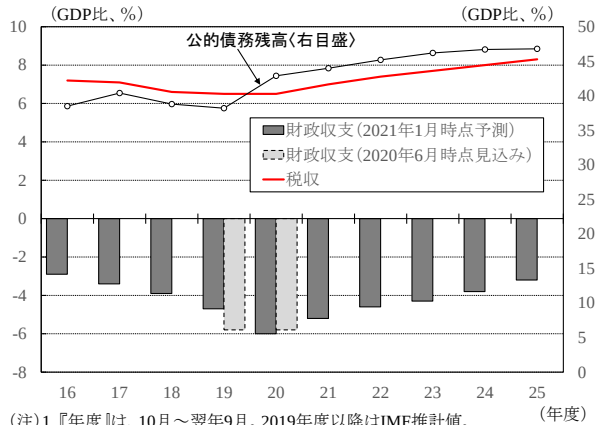
コロナ禍による財政負担増大が懸念される中、IMF は 2020 年 6 月、ミャンマーに対する緊急支援⁴¹を決定、同年 6 月（3.565 億ドル相当）と 2021 年 1 月（3.5 億ドル相当）の 2 度にわたり合計 7 億ドル（GDP 比 0.4%）の支援を実行した。さらに、G20 とパリ・クラブは、2020 年 5 月からミャンマーを含む最貧国 73 カ国を対象に年内の債務支払いを猶予する「債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative: DSSI）」で合意⁴²、DSSI により GDP 比 0.6%（3.8 億ドル）程度の債務返済負担軽減が見込まれている⁴³。DSSI の具体的な内容については、債権国と個別に交渉を行っており、2020 年 10 月にドイツとの間で合意、その他の国との間では引き続き交渉中とみられ、これまでに確定したのは同 0.4%程度となっている（第 5 表）。

⁴¹ MF 加盟国は、「ラピッド・ファイナンス・インスツルメント（RFI）」、「ラピッド・クレジット・ファシリティ（RCF）」に基づき、自国のクォータ（IMF 出資割当額）の最大 50%（ミャンマーの場合は 7 億ドル相当）を引き出すことが可能（<https://www.imf.org/en/News/Articles/2020/06/26/pr20247-myanmar-imf-executive-board-approves-a-us-356-5m-disbursement-address-covid19>）。期限は 2020 年末から 2021 年 6 月末まで延長されている。RCF は猶予期間 5.5 年、返済期間 10 年、ゼロ金利。RFI については、猶予期間 3.25 年、返済期限 5 年。金利は、基準金利（市場で決定される SDR 金利とマージンで構成）とサービス料（0.5bps）。

⁴² IMF [2021]

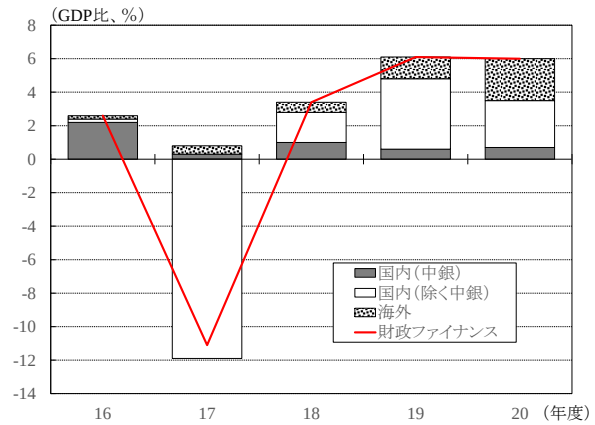
⁴³ <https://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/covid-19-debt-service-suspension-initiative>

第 19 図：財政収支・公的債務残高の推移



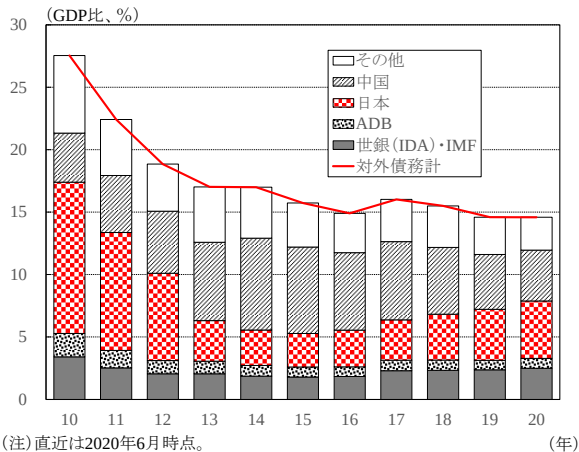
(注) 1. 『年度』は、10月～翌年9月。2019年度以降はIMF推計値。
2. 『公的債務残高』は、政府保証債務を含む。
(資料) IMF[2021]より国際通貨研究所作成

第 20 図：政府資金調達の内訳



(注) 『年度』は、10月～翌年9月。
(資料) IMF[2021]より国際通貨研究所作成

第 21 図：対外公的債務残高の推移



(注) 直近は2020年6月時点。
(資料) 世銀、IMF統計より国際通貨研究所作成

第 5 表：国際収支・財政収支と国際支援の概要

国際収支		財政収支	
(GDP比、%)		(GDP比、%)	
経常収支	▲ 4.4	歳入	15.1
金融収支	▲ 4.8	うちコロナ対応	▲ 0.3
直接投資	▲ 2.8	歳出	14.7
その他投資	▲ 2.0	うちコロナ対応	1.3
国際収支上のギャップ	0.4	非金融資産の取得	6.3
外貨準備増減	▲ 1.6	財政赤字	▲ 6.0
不足額	▲ 1.1	調達予定額(コロナ前)	4.9
調達必要額	1.1	不足額(コロナ後)	▲ 1.1
確定済みの支援額	0.9		
IMF緊急支援	0.4		
DSSI	0.4		
未定	0.2		

(注) 1. 『その他投資』は、ADB、JICA、世銀融資 (GDP比0.7%) を含む。
2. 金融収支および外貨準備高のマイナス表示は増加を示す。
(資料) IMF[2021]より国際通貨研究所作成

(2) 周辺国との比較：財政・債務管理で優位ながら、公共セクター運営で課題

ミャンマーの財政・対外バランスの状況をラオス・カンボジア・パキスタンと比較する (第 6 表)。まず、財政赤字の水準をコロナ前 (2012 年～2019 年の平均) とコロナ後 (2020 年～2025 年の平均) とで比較すると、ミャンマーの水準および悪化幅ともに目立っており、税金 (GDP 比) の少なさが顕著である。

他方、公的債務残高および対外債務については、ミャンマーは他の 3 カ国より低水準にあり対外バランス上の不安は小さいと考えられる。外貨準備高については、2020 年末に 72 億ドル (輸入比 4.6 カ月) まで増加したとはいえ、前述の通り、IMF がミャンマー経済や為替制度の事情に鑑み、同国にとっての適正水準 (輸入比 5～6 カ月分) に比べて、十分とは言えないのが現状である。

世銀/IMF は、世銀グループの国際開発協会 (IDA) の融資対象となる低所得国 (Low Income Countries: LICs) について、「債務持続性枠組み (Debt Sustainability Framework:

DSF)」に基づき、債務負担に関わる主要指標が閾値と比較してどのような道筋を辿るかによって当該国の債務持続性のリスクを「Low」、「Moderate」、「High」、「In distress」の4段階に判別している。ミャンマーは、2020年末時点において、対外債務および債務全体のいずれについてもリスクは低い（Low）と評価されている⁴⁴。

なお、世銀/IMFは、IDA 融資適格国を対象に年1回「国別政策・制度評価（Country Policy and Institutional Assessments: CPIA）」を実施し、この結果に基づき、IDAの資金配分を決定している。CPIAの評価基準は16項目、(A) 経済運営、(B) 構造政策、(C) 社会的包摂／公正を実現するための政策、(D) 公共セクターの運営・制度の4グループに分かれている⁴⁵。ミャンマーの総合評価は「3」と、カンボジアやパキスタンを下回り、ラオスと同水準にある（第22図、第7表）。各グループの内訳を構成する評価項目をみると、ミャンマーは、財政運営や債務政策・管理などを含む「経済運営」に関する評価が、カンボジアに次いで高い一方、「社会包摂/公正実現のための政策」や「公共セクター運営・制度」の評価が低く、全体を押し下げていることがわかる。他方、ラオスは、「経済運営」の評価は低いものの、「社会包摂/公正実現のための政策」の高い評価が全体の押し上げ要因となっている。

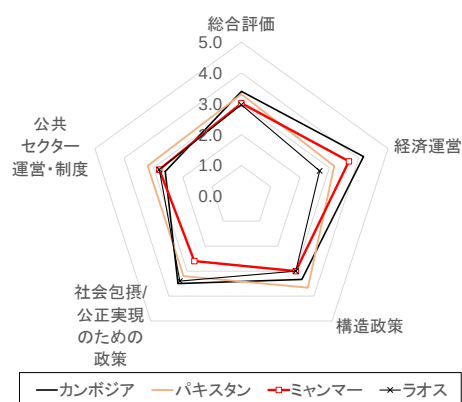
第6表：財政・対外バランス比較（ミャンマー・カンボジア・パキスタン・ラオス）

	財政収支		プライマリーバランス		税収	公的債務残高		対外債務残高		外貨準備高(除く金)	
	コロナ前 (12-19年 平均)	コロナ後 (20-25年 平均)	コロナ前 (12-19年 平均)	コロナ後 (20-25年 平均)	2019年	2019年	2020年	2019年 (GNI比、%)	うち短期 対外債務 (%)	2020年 末時点 (億ドル)	輸入比 (ヵ月)
ミャンマー	▲ 2.8	▲ 5.3	▲ 1.5	▲ 3.5	7.0	38.8	42.4	15.2	0.6	72.3	4.6
カンボジア	▲ 0.8	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 3.1	19.7	28.6	31.5	61.9	22.3	185.6	10.7
パキスタン	▲ 6.6	▲ 5.1	▲ 2.0	0.6	11.8	85.6	87.2	34.0	9.4	145.9	4.0
ラオス	▲ 4.4	▲ 4.8	▲ 3.5	▲ 2.5	11.5	62.6	70.9	94.0	3.5	13.4	3.1

(注) ラオスの税収は2018年時点。外貨準備高の輸入比については、2020年の輸入実績の平均値を用いて算出。

(資料) IMF、ADB、世界銀行、各国統計より国際通貨研究所作成

第22図：世銀による国別政策・制度評価（CPIA） 第7表：世銀国別政策・制度評価（CPIA）実数値



	総合評価	経済運営	構造政策	社会包摂/ 公正実現 のための 政策	公共 セクター 運営・制度
ミャンマー	3.0	3.7	3.0	2.6	2.8
カンボジア	3.4	4.2	3.3	3.5	2.6
パキスタン	3.3	3.2	3.7	3.2	3.2
ラオス	3.0	2.7	3.0	3.4	2.8
72カ国平均	3.2	3.2	3.2	3.2	3.0

(注) 1. 指数は、1(低評価)～6(高評価)。
2. 黄色網掛けは、対象72カ国の平均値より高い評価。
(資料) 世銀CPIA(2019)より国際通貨研究所作成

(資料) 世銀CPIA(2019)より国際通貨研究所作成

⁴⁴ <https://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/covid-19-debt-service-suspension-initiative>

⁴⁵ 指数は1(低評価)～6(高評価)の値をとる。

5. 近代化が進む金融・資本市場

(1) 金融市場：インフラの近代化を受けて、電子決済が急拡大

ミャンマーでは、国際支援のもと、金融・資本市場の整備を急ピッチで進めてきた。まず、為替政策としては、既に述べた通り、2012 年 4 月に多重相場制を廃止し、管理変動相場制に移行、為替規制の緩和を行ってきたほか、「ミャンマー中銀法（2013 年）」による中銀の独立性確保、外貨準備の中央銀行への集約などを実施した。

従来、現金決済やインフォーマル送金といったリスクの高い金融取引手段が主流であったが、銀行インフラの近代化の一環として、インターバンク市場の創設や決済システムの構築・高度化に取り組んでいる。2016 年 1 月には日本の技術協力⁴⁶によりミャンマー中銀の電子決済システム（CBM-NET）が稼働し、中銀と外国銀行を含む市中銀行が専用回線で接続され、銀行間の資金決済、国債決済、担保管理等が行われるようになった。さらに、2020 年 11 月には CBM-NET⁴⁷が稼働し、従来、一部手作業によって行われていた市中銀行間の資金決済が、中銀当座預金上での完全オンライン化が実現した。

携帯電話の急速な普及や金融インフラの改善を受けて、銀行や通信会社などが、国内の個人間送金手段として電子決済サービスに力を入れている。代表的なものとしては、ノルウェーの通信会社 Telnor と Yoma Bank による「WaveMoney」や通信会社 Ooredoo と CB Bank による「M-Pitesan」、金融関連サービス会社 Internet Wallet Myanmar Ltd. による「OK\$（OK Dollar）」などが挙げられる。特に、「Wave Money」は、全国の 89%（遠隔地については 90%）をカバーし、6 万 5,000 の代理店（エージェント）、顧客数は 2,700 万人超と、同国最大のモバイル金融サービスとなっている。代理店（Wave Money ショップ）での送金のほか、トップアップ、請求書の支払いやローンの返済などが可能となっている。同サービスを通じた 2020 年の送金額は、12 兆チャット（87 億ドル）（GDP 比 11.5%）と前年の 64 兆チャット（43 億ドル）から倍増した。

(2) 資本市場：枠組みは整備されつつあるが、運用の初期段階

債券市場については、「旧中銀法（Central Bank Law, 1990）」の下、1993 年から中銀が政府に代わり国債（3 年債、5 年債）の発行を手掛けていたが、2010 年からは国営のミャンマー経済銀行（MEB）、および MEB と大和総研の合併によるミャンマー証券取引センター（Myanmar Securities Exchange Center: MSEC）が国債発行で中心的役割を担うようになった⁴⁸。他方、中銀は、従来の 3 年債、5 年債に加えて、2010 年から 2 年債の発行を開始した。2016 年 9 月の競争入札制度導入後は、銀行や証券会社銀行が国債市場に直接入札に参加可能となったほか、保険会社その他の機関投資家や個人も証券会社

⁴⁶ JICA による無償資金協力の枠組みのもと、大和総研がシステム構築を担当。

⁴⁷ <https://www.jica.go.jp/myanmar/office/information/press/20201116.html>

⁴⁸ 中銀は、2016 年 9 月の競争入札制度導入まで債券発行を行っていた。

を通じて売買が可能となっている。さらに、ASEAN 債券市場イニシアティブ（ASEAN Bond Market Initiative: ABMI）および日・ASEAN 技術支援基金（JAFTA）の枠組みでも、ミャンマー債券市場の育成に関する技術支援が行われており、セカンダリーマーケットの育成や金融リテラシーの改善などに取り組んでいる。

株式市場については、MEB、日本取引所グループ、大和総研の 3 社による協力により、2015 年 12 月にヤンゴン証券取引所が設立された。しかし、現在の上場企業は銀行など 6 社⁴⁹、2021 年 1 月末時点の株式時価総額は 7,192 億チャット（GDP 比 0.6%）、株価指数も 440 ポイントと、取引がスタートした 2016 年初の半値以下での推移が続くなど、未成熟な市場となっている。銘柄数の少なさに加えて、機関投資家が未発達であるため、株式売買は一部の個人投資家にとどまるなど投資家層の薄さが課題の一つとして指摘されている。2018 年の会社法改正により外国人によるミャンマー企業の株式保有（上限 35%）が可能となり、市場活性化を狙い、2020 年 3 月に外国人取引を解禁したものの、政府による規制対象業種を除く 5 銘柄の外国人による株式保有比率は、金融・不動産・ヘルスケア・観光などを手掛ける複合型コングロマリット First Myanmar Investment Public Co., Ltd. (FMI)（13%）を除き 1%にも満たず、市場への影響は限られている。なお、クーデター直後の取引停止を経て売買再開後の株価指数は一時 408 ポイント（先月末比▲8%）へ急落したが、その後 430 ポイント台まで反発、足元は 420 ポイント台で推移している。

6. インフラ整備は遅いながらも着実に前進

（1）概要：ASEAN の中では最低水準ながら、モバイル普及率は急上昇

ミャンマーが外資を誘致し経済発展を加速させる上での課題として指摘されるインフラ整備の状況を概観する。

世銀の「2018 年物流パフォーマンス指数（Logistics Performance Index: LPI）」⁵⁰によると、ミャンマーは総合順位で 160 カ国中 137 位、インフラの質については 143 位にとどまっている。工業化に不可欠な電力供給量（2017 年時点）は ASEAN 諸国の中で最低水準にあり（第 23 図）、電化率についても、他の ASEAN 諸国の多くが 90%～100%に達する中、58%（2020 年 11 月時点）⁵¹にとどまるなど、電力不足の解消が喫緊の課題となっている。ミャンマー政府は、世界銀行の支援のもと、「全国電化計画（NEP）」に基づき、電化率を 2030 年に 100%への引き上げることを目指し、官民連携（PPP）や独立

⁴⁹ 上場企業は、複合型コングロマリット First Myanmar Investment Public Co., Ltd. (FMI)、ティラワ SEZ における不動産開発を手掛ける Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public Co., Ltd.、Myanmar Citizens Bank Ltd. (MCB)、First Private Bank Ltd. (FPB)、TMH Telecom Public Co., Ltd.、総合物流の Ever Flow River Group Public Co., Ltd. (EFR)の 6 社。

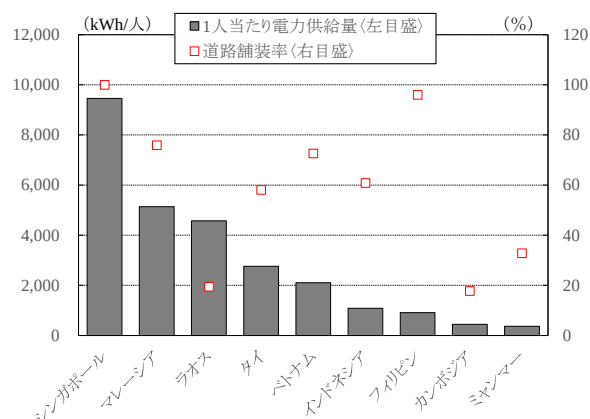
⁵⁰ LPI は 2 年毎に世界 160 カ国を対象に、税関の効率性、インフラの質、輸送の適時性など貿易の諸要素をもとにランク付けしている（<https://lpi.worldbank.org/international/global?sort=asc&order=Infrastructure>）。

⁵¹ <https://www.moec.gov.mm/en/ignite/contentView/2130>

電力プロジェクト（IPPs）などによる電源開発を推進している。

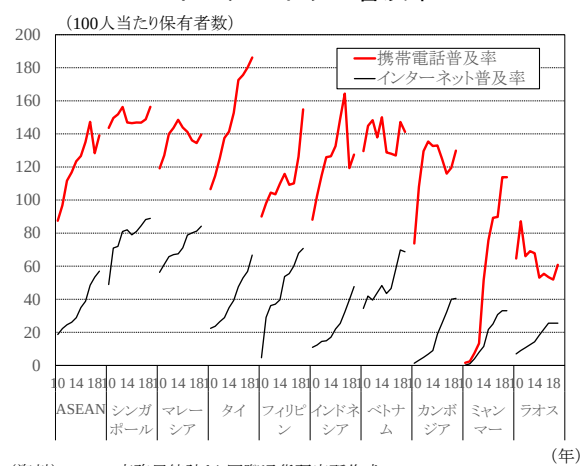
他方、2014 年の通信分野での規制緩和を受けて、民間や外資系通信会社の参入が可能となり、携帯電話やインターネットが急速に普及しており（第 24 図）、e-コマースといった新たなサービスの拡大のほか、金融包摂の進展に貢献している。

第 23 図：ASEAN 各国の電化率・道路舗装率



(注)『1人当たり電力供給量』は2017年時点、『道路舗装率』は2018年時点。
(資料)世銀、ASEAN事務局統計より国際通貨研究所作成

第 24 図：ASEAN 各国の携帯電話・インターネット普及率



(資料)ASEAN事務局統計より国際通貨研究所作成

(2) 国際機関・日本主導の大型プロジェクトは着実に前進

このほか、国際機関や日本などの支援や、中国の「一帯一路」に関連する大型のプロジェクト計画などが進行している（第 8 表）。

まず、ASEAN 域内のバリュー・チェーンへの接続により、経済成長への寄与が期待される「東西経済回廊」については、2006 年に開通し、既にミャンマー～タイ間の物流での活用が行われている。ただし、ミャンマー国内においては、橋梁の老朽化に伴う重量制限や急勾配・急カーブ等多くのボトルネックを抱えており、円借款による新バイパス道路および橋梁の整備計画が進行している⁵²。

外資による工業団地の開発も活発化しており、製造業の進出を後押しする要因となっている。ヤンゴン近郊では、日本の円借款により整備が進められたティラワ経済特区（SEZ）に加えて、韓国、タイ、シンガポールの大資本が手掛ける工業団地の開発計画が進行している。ティラワ SEZ については、総開発面積約 2,400ha の計画のうち、ゾーン A（405ha）・B（224ha）の計 629ha が開業し、2021 年 1 月までに日本をはじめ、ASEAN、東アジア、欧米などの約 100 社が契約・稼働している。なお、クーデターを受け、目先、開発プロジェクトが停滞する可能性があり⁵³、情勢を注視する必要がある。

⁵² https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008925.html

⁵³ タイ工業団地開発大手のアマタ・コーポレーションは、軍事政権下での新たな選挙が行われるまで、ヤンゴンでの工業団地開発プロジェクトを一時的に凍結する方針を表明した。

第8表：ミャンマーにおける主なインフラプロジェクト

プロジェクト名	概要	支援機関・国	進捗
① 東西経済回廊	ベトナム(ダナン)～ラオス～タイ～ミャンマー(モーラミヤイン)を結ぶ全長1,450kmの道路回廊	ADB、日本、タイなど	2006年に開通。但し、ミャンマー国内においては橋梁の老朽化に伴う重量制限や急勾配・急カーブ等多くのボトルネックを抱え、円借款による新バイパス道路および橋梁の整備計画が進行中
② 南部経済回廊	ベトナム(ホーチミン)～カンボジア～タイ～ミャンマー(ダウエー)を結ぶ全長約1,200kmの道路回廊	タイなど	タイ国境(プーナムロン)までは整備完了。2021年半ばからタイ政府の借款によりタイ国境とダウエーを結ぶ高速道路建設(約160km)着工予定
③ ヤンゴン・マンダレー鉄道	ヤンゴン～マンダレー間(約620km)の鉄道の維持・改修、新規車両の導入	日本	2018年11月に着工、2024年完成目標
④ ティラワ経済特区(SEZ)	ヤンゴン中心市街地から南25kmに位置するティラワ地区に総開発面積約2,400haの工業団地を整備する計画。円借款により電力・物流・水・通信等のインフラを整備	日本	ゾーンA(405ha)・B(224ha)の計629haが開業済。2014年5月の販売開始以降、2021年1月までに113社が契約済み、94社が稼働中。日本企業のほか、ASEAN、東アジア、欧米企業などが入居
⑤ ダウエーSEZ	バンコクの西約300kmにおける事業総面積2万haに工業団地、深海港ダウエー港を建設する計画	日本、タイ	2010年にタイのゼネコン大手ITDが開発権を取得したが、同社の資金難で2013年に中断。2021年1月に契約終了。今後は、ミャンマー、タイ、日本3か国による協力で事業を進める計画
⑥ チャオピューSEZ	1,737haの土地に深海港、工業団地、統合住宅地を整備する計画	中国	2015年に中国CITICグループが落札。2018年11月、CITICの開発権は認めるものの、ミャンマー側の出資比率拡大、事業規模の縮小(深海港のバース数:10→2、総工費:73億ドル→13億ドル)などで合意。2020年8月、深海港開発のための合弁会社(中国70%:ミャンマー:30%)設立
⑦ ヤンゴン新都市プロジェクト	ヤンゴンの西側を流れるフライン川の対岸一帯1,500kmにわたる新都市開発。住宅、工業用地、現市街地と結ぶ橋や発電所、水道施設などを開発	中国	2018年4月、ヤンゴン管区が全額出資する特別目的会社(新ヤンゴン開発公社)が、第1期について中国交通建設集団を初期の提案事業者として認定。2020年1月に「スイスチャレンジ方式」の国際入札に地場、フランス企業、台湾、インド、シンガポールなどが参加
⑧ ムセ・マンダレー連絡道路	中国との国境シャン州ムセ～チャオピュー間(1,090km)の道路整備計画	中国	2019年1月、ムセ・マンダレー間の道路建設工事を中国交通建設(CCCC)などが行う計画を発表、2022年の開通目標
⑨ ムセ・チャオピュー鉄道	ムセ～マンダレー(379km)、マンダレー～チャオピュー(431km)間合計810kmを結ぶ鉄道建設計画	中国	2011年に両国政府がムセ～チャオピュー間の鉄道建設で合意したものの、地元民などの反対を受けて中断、2014年に合意が失効。2018年10月にミャンマー国鉄と中国中鉄がムセ～マンダレー間に絞った計画で合意、2021年1月にマンダレー～チャオピューの鉄道建設に関わる現地調査で合意
⑩ ミッソン・ダム	北部カチン州のエーヤワディ川が始まる地点(ミッソン)における高さ152mの水力発電ダム	中国	地元住民などの反対を受けて、2011年にテイン・セイン政権が中止。2018年9月の両国政府による中緬経済回廊(CMEC)合意を受け、中国政府は工事再開を要請

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

他方、ミャンマー西部に位置しベンガル湾に面するチャオピューは、ラカイン州沖合の海洋ガス田から中国・雲南省まで天然ガスや原油を輸送するパイプラインが既に稼働しており、中国にとって安全保障上の要衝と位置付けられる。ミャンマーにとっても中国は、最大の貿易相手国であるとともに、人権問題などを巡り中国は国際社会の批判からミャンマーを擁護する立場をとっているほか、少数民族和平でも支援を受けていることなどから友好関係を維持する必要がある。欧米諸国による厳しい経済制裁により国際的に孤立していた軍政下では中国の支援に頼らざるを得ない面があったが、民政移管後、テイン・セイン政権は、欧米諸国をはじめとする国際社会との関係改善を進める中で、対外関係の多角化を図り、中国との間で合意したプロジェクトについては、事業コストの問題や環境破壊などを理由とする内外からの反対などを踏まえ、中断を余儀なくされたものも少なくない。その後、NLD 政権は 2018 年 9 月、「中国・ミャンマー経済回廊 (China-Myanmar Economic Corridor: CMEC)」に関する覚書を締結するとともに、支援を獲得するなど経済関係を強化した。CMEC では、中国・雲南省の昆明からミャンマー・ラカイン州のチャオピューを高速道路や鉄道で結ぶほか、チャオピューでは深海港を含む SEZ 整備などを進める計画となっている。もっとも、チャオピューSEZ については、深海港のバース数が当初の 10 から 2 へ削減、総工費も 73 億ドルから 13 億ドルへ縮小されるなど慎重に中国マネーを取り込む戦略をとってきた。1 月末にミャンマー

でも新型コロナウイルスのワクチン接種が始まったが、インド政府が無償提供したワクチン（150 万回分）は中国政府から提供されたワクチン（30 万回分）を大きく上回るなど、近年は中国と反対側の国境を接するインドとの関係強化の動きがみられる。従来、反中感情は根強く、国民も今回のクーデターを擁護する立場を示したとして中国への反発を強めている⁵⁴。ミャンマー国軍でも中国とは良好な関係を維持しつつも、影響力拡大に対する警戒は根強い。軍政においても、内外に対して統治能力を示す必要があり、ミャンマーが国際的に孤立するような状況に置かれない限りにおいては、戦略的にバランス外交を志向するとみられる。

7. おわりに

ミャンマーにおける今回のクーデターでは、同国における国軍の国政関与が抱える政治システムの不安定さをあらためて認識するところとなった。

経済面では、コロナ禍により打撃を受けた経済回復が喫緊の課題となっている。また、2011 年の民政移管後、国際支援のもと、経済改革やインフラ整備を進めてきたが、持続的な成長に向けて、改革の継続による外資の誘致や雇用創出、ハード・ソフトのインフラ整備など課題は山積している。政治の不安定化や経済制裁の行方などを巡る先行き透明感による投資の伸び悩みなどが、さらなる成長下押し要因となる可能性があり、情勢を注視する必要がある。経済の停滞の長期化を回避するためにも、日本や国際社会は、圧力と関与のバランスを取りながら、早期の政治・経済情勢の正常化を促すことが求められる。

以 上

<主な参考文献>

- 工藤年博編[2015]、「ポスト軍政のミャンマー改革の実像ー」アジア経済研究所、2015 年 11 月
- [2021]、「緊急インタビュー「ミャンマークーデター：民主化の危機と今後のシナリオ」」2021 年 2 月 5 日（https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/127.html）
- 財務総合政策研究所[2016]、「ミャンマーにおける金融アクセスの現状と課題」PRI Discussion Paper Series (No.16A-05)、2016 年 3 月（https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron277.pdf）
- 大和総研[2013]、「ミャンマーにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査」平成 24 年度金融庁委託調査、2013 年 3 月（<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20130709-1/01.pdf>）

⁵⁴ <https://www.irrawaddy.com/news/burma/failing-condemn-coup-china-faces-daily-opposition-myanmar.html>

- Central Bank of Myanmar [2020], “Myanmar National Payment System Strategy (2020-2025),” May 2020 (https://www.cbm.gov.mm/sites/default/files/nps_final1.pdf)
- IMF [2017], “2016 Article IV Consultation—Press Release; Staff Report; and Statement By the Executive Director For Myanmar,” IMF Country Report No. 17/30, February 2017 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/02/02/Myanmar-2016-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-and-Statement-by-the-44612>)
- [2020], “Myanmar : Requests for Disbursement Under the Rapid Credit Facility and Purchase Under the Rapid Financing Instrument-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Myanmar,” IMF Country Report No. 20/215, July 2020 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2020/07/02/Myanmar-Requests-for-Disbursement-Under-the-Rapid-Credit-Facility-and-Purchase-Under-the-49542>)
- [2021], “Myanmar: Requests for Disbursement Under the Rapid Credit Facility and Purchase Under the Rapid Financing Instrument-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Myanmar,” Country Report No. 2021/023, January 28, 2021 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2021/01/25/Myanmar-Requests-for-Disbursement-Under-the-Rapid-Credit-Facility-and-Purchase-Under-the-50036>)
- Ministry of Planning, Finance and Industry [2020], “Overcoming as One: COVID-19 Economic Relief Plan,” April 27, 2020 (<https://www.mopfi.gov.mm/en/blog/45/11309>)
- People’s Alliance for Credible Elections [2020], “2020 General Elections: Preliminary Report of Pre-election Survey Findings,” October 5, 2020 (<https://www.pacemyanmar.org/pre-election-2020/>)
- United Nations Human Rights Council (UNHRC) [2019], “The economic interests of the Myanmar military,” A/HRC/42/CRP.3, 5 August 2019 (<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/EconomicInterestsMyanmarMilitary.aspx>)
- World Bank [2020], “Myanmar Economic Monitor : Coping with COVID-19,” December 2020 (<https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/906171608086222905/myanmar-economic-monitor-coping-with-covid-19>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>